

奈良市地域防災計画（令和7年度修正）新旧対照表

現行頁	現行	改正案
2-37	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第7項 避難地等整備計画</p> <p>1～8 略</p> <p><u>9</u> 避難所生活の長期化に対応した環境整備 [本部事務班、保健救護班、環境班、避難所統括班、土木復旧第一班、(救護班)]</p> <p>高齢者や障害者、女性、子どもなど、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。</p> <p>(1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。</p> <p>(2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。</p> <p>(3) 避難者が避難所で亡くならないように、二次被害の防止対策を推進する。</p> <p>(4) 持病の悪化やインフルエンザ等感染症の集団感染を防ぐため、</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第7項 避難地等整備計画</p> <p>1～8 略</p> <p><u>9</u> <u>広域避難前避難所の整備 [本部事務班、市民支援班、援護班など]</u> <u>広域避難に際し、指定避難所の過密状態の解消及び災害関連死等の対策のため、鴻ノ池運動公園に避難生活に困難が生じている高齢者や障害者等の要配慮者を優先的に広域避難させる前段階としての広域避難前避難所の整備を推進する。</u></p> <p><u>参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p> <p><u>10</u> 避難所生活の長期化に対応した環境整備 [本部事務班、保健救護班、環境班、避難所統括班、土木復旧第一班、(救護班)]</p> <p>高齢者や障害者、女性、子どもなど、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。</p> <p>(1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。</p> <p>(2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。</p> <p>(3) 避難者が避難所で亡くならないように、二次被害の防止対策を推進する。</p> <p>(4) 持病の悪化やインフルエンザ等感染症の集団感染を防ぐため、</p>

被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。そのため、マスクやアルコール消毒液、非接触型体温計のほか、間仕切りテント等を備え置く。

- (5) 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - 1) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - 2) 女性用物干し場の設置
 - 3) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- (10) 仮設トイレの配備及びマンホールトイレの整備並びに避難所で発生するごみやし尿等の収集体制を整備する。
- (11) 避難所の寒暑に対する空調設備を整備する。

10 届出避難所の登録 [本部事務班]

指定避難所とは別に、地域住民が自主的に開設・運営する「届出避難所」として集会所等を自治会等が登録し、災害発生時に市が避難の状況を把握するとともに、必要に応じて物資等を支給する。

11 ホテル等への避難利用支援 [本部事務班]

避難を必要とする災害が発生し又はそのおそれがある場合に、指定避難所への避難による感染症への感染リスクの不安を解消し、また指定避難所における避難者の集中による感染リスクを抑制するため、市内のホテル・旅館の空室を避難のために一律の料金で利用できる制度を、分散避難の一環として実施する。

被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。そのため、マスクやアルコール消毒液、非接触型体温計のほか、間仕切りテント等を備え置く。

- (5) 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - 1) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - 2) 女性用物干し場の設置
 - 3) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- (10) 仮設トイレの配備及びマンホールトイレの整備並びに避難所で発生するごみやし尿等の収集体制を整備する。
- (11) 避難所の寒暑に対する空調設備を整備する。

11 届出避難所の登録 [本部事務班]

指定避難所とは別に、地域住民が自主的に開設・運営する「届出避難所」として集会所等を自治会等が登録し、災害発生時に市が避難の状況を把握するとともに、必要に応じて物資等を支給する。

12 ホテル等への避難利用支援 [本部事務班]

避難を必要とする災害が発生し又はそのおそれがある場合に、指定避難所への避難による感染症への感染リスクの不安を解消し、また指定避難所における避難者の集中による感染リスクを抑制するため、市内のホテル・旅館の空室を避難のために一律の料金で利用できる制度を、分散避難の一環として実施する。

	<p><u>12</u> 在宅避難者等対策 [本部事務班]</p> <p>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>13</u> 車中泊避難者対策 [本部事務班]</p> <p>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p><u>13</u> 在宅避難者等対策 [本部事務班]</p> <p>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>14</u> 車中泊避難者対策 [本部事務班]</p> <p>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>
<p>2-38</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第8項 避難誘導體制の整備計画</p> <p>1 市</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。</p> <p><u>なお、当広域避難に際し、指定避難所の過密状態の解消及び災害関連死等の対策のため、鴻ノ池運動公園に高齢者や障害者等の要配慮者を優先的に広域避難させる前段階としての広域避難前避難所の整備に努める。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第8項 避難誘導體制の整備計画</p> <p>1 市</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定めておく。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

<p>2-45</p>	<p>第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり計画 第10項 支援・受援体制の整備計画 2 受援体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 迅速、円滑に応援が受けられるよう、<u>各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保し、それらの受援体制の拠点を鴻ノ池運動公園とする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第2節 災害に強いまちづくり計画 第10項 支援・受援体制の整備計画 2 受援体制の整備 (1)～(3) 略 (4) 迅速、円滑に応援が受けられるよう、<u>物資搬入及び搬出場所、応援者及び災害ボランティアの宿营地、災害ボランティアセンター、自衛隊災害派遣部隊活動拠点、緊急消防援助隊進出拠点、ヘリコプター離着陸場等を確保し、鴻ノ池運動公園にそれらの受援体制の拠点（以下「防災拠点」という。）の整備を推進する。</u> 参照 <u>大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p>
<p>2-57</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第3項 要配慮者対策計画 自力避難が困難な高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して、平常時から実態に即した行政<u>並びに</u>地域社会の協力体制を整備する。 なお、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第3項 要配慮者対策計画 自力避難が困難な高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して、平常時から実態に即した行政<u>及び</u>地域社会の協力体制を整備する。 なお、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである。</p>
<p>2-57</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第3項 要配慮者対策計画 1 社会福祉施設等における対策 [本部事務班、援護班、消防班] (1)～(6) 略</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第3項 要配慮者対策計画 1 社会福祉施設等における対策 [本部事務班、援護班、消防班] (1)～(6) 略</p>

	<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 広域避難前避難所の整備</u> <u>鴻ノ池運動公園に、避難生活に困難が生じている高齢者や障害者等の要配慮者を優先的に広域避難させる前段階としての広域避難前避難所の整備を推進する。</u></p>
<p>2-69</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第7項 災害ボランティアの活動環境の整備計画 3 ボランティア _____活動拠点・資材の提供 <u>災害時に、災害ボランティアの受入れ及び活動のための拠点となる場所やそのための資材を、斡旋又は提供できるよう検討し、整備に努める。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第7項 災害ボランティアの活動環境の整備計画 3 ボランティア<u>の宿营地</u>・活動拠点・資材の提供 <u>鴻ノ池運動公園に災害ボランティアの宿营地、活動調整、資材の提供などの拠点となる災害ボランティアセンターの整備を推進する。</u> <u>参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p>
<p>2-75</p>	<p>第2章 災害予防計画 第4節 災害抑止のための計画 第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画 大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材・食糧等に関し一定量の備蓄を計画的に行う。また、市民が自ら備蓄を行うよう啓発に努める。 <u>災害応急対策に必要な防災資機材・食糧 _____等</u>は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、市内各地区に防災倉庫を設置し保管する。防災倉庫は、<u>_____備蓄の分散化を図るための分散備蓄倉庫を設置するとともに、機動的に運用するための集中備蓄倉庫を設置 _____</u> <u>_____として計画的に点検し、整備する。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第4節 災害抑止のための計画 第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画 大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり物資調達需要が発生することが予想されるため、防災資機材・食糧等に関し一定量の備蓄を計画的に行う。また、市民が自ら備蓄を行うよう啓発に努める。 <u>災害応急対策に必要な防災資機材、食糧、感染症対策資機材(マスク、アルコール消毒液及び非接触型体温計等)</u>等は、災害時に機能が十分に発揮できるよう、市内各地区に防災倉庫を設置し保管する。防災倉庫は、<u>市内の各箇所に備蓄の分散化を図るための分散備蓄倉庫及び小型備蓄倉庫並びに機動的に運用するための集中備蓄倉庫を設置するとともに、鴻ノ池運動公園に広域避難前避難所及び防災拠点を機動的に運用するための防災用備蓄倉庫を設置</u>して計画的に点検・整備する。</p>

	<p><u>また、災害時の感染症対策のため、マスク、アルコール消毒液及び非接触型体温計等の備蓄の充実を図る。</u></p>	<p><u>参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p>																																		
<p>3-11</p>	<p>第3章 風水害等災害応急対策計画 第1節 応急対策のための体制整備 第3項 奈良市災害対策本部 9 避難所配置職員、交代要員 指定避難所を開設する場合は、避難所配置職員として<u> </u>2名の職員を、それぞれの避難所に配置する。 なお、避難所配置職員及び担当は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="224 630 1160 946"> <thead> <tr> <th>避難所の種別</th> <th>避難所配置職員</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）</td><td rowspan="12">各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。</td><td rowspan="12">避難所部</td></tr> <tr><td>大学・短期大学</td></tr> <tr><td>生涯学習センター</td></tr> <tr><td>公民館・分館</td></tr> <tr><td>地域ふれあい会館、集会所</td></tr> <tr><td>人権文化センター</td></tr> <tr><td>(旧)男女共同参画センター</td></tr> <tr><td>児童館</td></tr> <tr><td>消防局第2庁舎</td></tr> <tr><td>ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	避難所の種別	避難所配置職員	担当	幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）	各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。	避難所部	大学・短期大学	生涯学習センター	公民館・分館	地域ふれあい会館、集会所	人権文化センター	(旧)男女共同参画センター	児童館	消防局第2庁舎	ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）			<p>第3章 風水害等災害応急対策計画 第1節 応急対策のための体制整備 第3項 奈良市災害対策本部 9 避難所配置職員、交代要員 指定避難所等を開設する場合は、<u>避難所配置職員をそれぞれの避難所に</u>応じて配置する。 なお、避難所配置職員及び担当は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1191 630 2128 946"> <thead> <tr> <th>避難所の種別</th> <th>避難所配置職員</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）</td><td rowspan="12">各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。</td><td rowspan="12">避難所部</td></tr> <tr><td>大学・短期大学</td></tr> <tr><td>生涯学習センター</td></tr> <tr><td>公民館・分館</td></tr> <tr><td>地域ふれあい会館、集会所</td></tr> <tr><td>人権文化センター</td></tr> <tr><td>(旧)男女共同参画センター</td></tr> <tr><td>児童館</td></tr> <tr><td>消防局第2庁舎</td></tr> <tr><td>ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）</td></tr> <tr><td><u>鴻ノ池運動公園（中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、鴻ノ池コート）</u></td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p>	避難所の種別	避難所配置職員	担当	幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）	各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。	避難所部	大学・短期大学	生涯学習センター	公民館・分館	地域ふれあい会館、集会所	人権文化センター	(旧)男女共同参画センター	児童館	消防局第2庁舎	ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）	<u>鴻ノ池運動公園（中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、鴻ノ池コート）</u>	
避難所の種別	避難所配置職員	担当																																		
幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）	各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。	避難所部																																		
大学・短期大学																																				
生涯学習センター																																				
公民館・分館																																				
地域ふれあい会館、集会所																																				
人権文化センター																																				
(旧)男女共同参画センター																																				
児童館																																				
消防局第2庁舎																																				
ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）																																				
避難所の種別	避難所配置職員	担当																																		
幼稚園、小・中学校、高校、養護学校（体育館）	各避難所の近隣に在住する職員等をもって充て、本部長により指名された職員とする。	避難所部																																		
大学・短期大学																																				
生涯学習センター																																				
公民館・分館																																				
地域ふれあい会館、集会所																																				
人権文化センター																																				
(旧)男女共同参画センター																																				
児童館																																				
消防局第2庁舎																																				
ならまちセンター（市民文化ホール）、なら100年会館、西部会館（市民ホール）、北部会館（市民文化ホール）																																				
<u>鴻ノ池運動公園（中央体育館、中央第二体育館、中央武道場、中央第二武道場、鴻ノ池コート）</u>																																				
<p>4-29</p>	<p>第4章 地震災害応急対策計画 第4節 震災時の現場活動に関する計画 第2項 緊急輸送対策計画 「第3章 第5節 第3項 緊急輸送対策計画」に準ずる。</p>	<p>第4章 地震災害応急対策計画 第4節 震災時の現場活動に関する計画 第2項 緊急輸送対策計画 「第3章 第5節 第3項 緊急輸送対策計画」に準ずる。 <u>なお、他都市から搬入される救援物資を受け入れる市の緊急輸送拠点を鴻ノ池運動公園の中央駐車場とし、その整備に努めるとともに、分散が必要な場合、候補施設等から選定する。</u> <u>（市以外の施設に対しては協力要請を行う。）</u> <u>なお、県は県営競輪場を救援物資や救助隊の受入れの広域防災活動拠</u></p>																																		

		<p><u>点としている。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>資料70 緊急輸送拠点施設一覧表</u></p>
4-45	<p>第4章 地震災害応急対策計画</p> <p>第5節 震災時の避難救助等に関する計画</p> <p>第1項 避難対策計画</p> <p>9 他都市への避難</p> <p>(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請並びに広域避難前避難所開設及び運営準備</p> <p>大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難所では収容しきれない緊急事態が生じた場合、「奈良市災害時受援計画」に基づき、市長（本部長）は、近隣市町村等へ避難者受入れを要請する。</p>	<p>第4章 地震災害応急対策計画</p> <p>第5節 震災時の避難救助等に関する計画</p> <p>第1項 避難対策計画</p> <p>9 他都市への避難</p> <p>(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請並びに広域避難前避難所開設及び運営準備</p> <p>大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難所では収容しきれない緊急事態が生じた場合、「奈良市災害時受援計画」に基づき、市長（本部長）は、近隣市町村等へ避難者受入れを要請する<u>とともに、鴻ノ池運動公園に広域避難前避難所の開設及び運営に向けて調整するよう関係する班に指示する。</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: right;"><u>参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画</u></p>
4-46	<p>第4章 地震災害応急対策計画</p> <p>第5節 震災時の避難救助等に関する計画</p> <p>第1項 避難対策計画</p> <p>1～9 略</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 地震災害応急対策計画</p> <p>第5節 震災時の避難救助等に関する計画</p> <p>第1項 避難対策計画</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10 指定避難所における動物の適正な飼育</u></p> <p><u>「第3章 第6節 第1項 避難対策計画」に準ずる。</u></p> <p><u>なお、飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から鴻ノ池運動公園のペット同伴エ</u></p>

リア及び動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

参照 大規模災害時の鴻ノ池運動公園の活用に関する計画

資料 283	資料 70 緊急輸送拠点施設一覧表				資料 70 緊急輸送拠点施設一覧表			
	施設名	所在地	面積	備考	施設名	所在地	面積	備考
	中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号	アリーナ 3,665 m ²		中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号	アリーナ 3,665 m ²	<u>(第3章)</u>
	中央第二体育館第3章	〃 〃 6 番 1 号	アリーナ 1,033 m ²		中央第二体育館	〃 〃 6 番 1 号	アリーナ 1,033 m ²	
	南部生涯スポーツセンター 体育館	奈良市杏町 467 番地の 1	アリーナ 768 m ²	(候補施設)	<u>鴻ノ池運動公園中央駐車場</u>	奈良市法蓮佐保山四丁目 4 番	<u>約 12,500 m²</u>	<u>(第4章)</u>
	西部生涯スポーツセンター 体育館	奈良市中町 4860 番地	アリーナ 1,094 m ² 軽運動室 466 m ²	(同上)	南部生涯スポーツセンター 体育館	奈良市杏町 467 番地の 1	アリーナ 768 m ²	(候補施設)
	県立国際中学校・高等学校体 育館	奈良市二名町 1944 番地の 12	1,130 m ²	(同上)	西部生涯スポーツセンター 体育館	奈良市中町 4860 番地	アリーナ 1,094 m ² 軽運動室 466 m ²	(同上)
	近畿大学農学部講堂	奈良市中町 3327 番地の 204	497 m ²	(同上)	県立国際中学校・高等学校体 育館	奈良市二名町 1944 番地の 12	1,130 m ²	(同上)
					近畿大学農学部講堂	奈良市中町 3327 番地の 204	497 m ²	(同上)